

議案第1号

平成19年度北海道一般会計補正予算（第1号）

平成19年度北海道一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ248,834,542千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,914,251,383千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		636,000,000	67,000,000	703,000,000
	1 地方交付税	636,000,000	67,000,000	703,000,000
7 分担金及び負担金		36,949,537	5,060,826	42,010,363
	1 分担金	2,640,195	2,116	2,642,311
	2 負担金	34,309,342	5,058,710	39,368,052
8 使用料及び手数料		26,588,973	153,337	26,742,310
	1 使用料	16,211,780	142,753	16,354,533
	2 手数料	762,623	10,407	773,030
	3 証紙収入	9,614,570	177	9,614,747
9 国庫支出金		314,933,616	24,556,570	339,490,186
	1 国庫負担金	95,965,692	14,255,826	110,221,518
	2 国庫補助金	213,324,361	10,215,245	223,539,606

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 委託金	5,643,563	85,499	5,729,062
10 財産収入		6,132,987	7,154,848	13,287,835
	1 財産運用収入	4,116,795	203,862	4,320,657
	2 財産売払収入	2,016,192	6,950,986	8,967,178
11 寄附金		50,290	116,900	167,190
	1 寄附金	50,290	116,900	167,190
12 繰入金		30,503,768	27,714,997	58,218,765
	2 基金繰入金	15,365,684	27,714,997	43,080,681
13 諸収入		315,908,895	20,101,164	336,010,059
	1 延滞金、加算金 及び過料等	2,339,364	181,020	2,520,384
	2 預金利子	120,020	15,154	135,174
	3 貸付金収入	292,926,289	19,356,299	312,282,588
	4 受託事業収入	5,072,586	1,980	5,074,566
	6 雑入	6,247,636	546,711	6,794,347

款	項	補正前の額	補正額	計
14 道 債		547,779,900	96,975,900	644,755,800
	1 道 債	547,779,900	96,975,900	644,755,800
歳 入 合 計		2,665,416,841	248,834,542	2,914,251,383

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		3,628,540	27,014	3,655,554
	1 議 会 費	3,628,540	27,014	3,655,554
2 総 務 費		231,490,878	32,168,638	263,659,516
	1 総 務 管 理 費	105,597,233	6,182,242	111,779,475
	2 徴 税 費	103,353,920	124,169	103,478,089
	3 学 事 宗 務 費	13,275,847	25,526,262	38,802,109
	4 防 災 費	603,198	228,042	831,240
	5 原子力安全対策費	445,696	16,953	462,649
	6 危 機 管 理 費	11,057	3,806	14,863
	7 領土復帰対策費	600,204	87,164	687,368
3 知 事 政 策 費		1,596,481	333,020	1,929,501
	1 知 事 政 策 管 理 費	1,284,245	122,124	1,406,369
	2 政 策 企 画 費	6,416	6,572	12,988

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 国際交流費	305,820	115,623	421,443
	4 北海道洞爺湖サミット推進費	0	88,701	88,701
4 企画振興費		65,033,282	6,944,380	71,977,662
	1 企画振興管理費	2,965,979	22,493	2,988,472
	2 地域振興・計画費	56,088,805	3,478,592	59,567,397
	3 地域主権費	9,339	18,261	27,600
	4 科学IT振興費	3,830,151	521,172	4,351,323
	5 新幹線・交通企画費	2,139,008	2,903,862	5,042,870
5 環境生活費		6,866,368	1,783,575	8,649,943
	1 環境生活管理費	3,736,337	32,604	3,768,941
	2 環境政策費	117,044	102,196	219,240
	3 環境保全費	274,101	448,311	722,412
	4 循環型社会推進費	1,214,778	266,585	1,481,363
	5 自然環境費	315,192	122,019	437,211

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 知床世界自然遺産費	9,056	13,533	22,589
	7 暮らし安全費	288,137	105,989	394,126
	8 道民活動文化振興費	759,519	651,561	1,411,080
	9 女性対策費	152,204	40,777	192,981
6 保健福祉費		230,444,258	64,184,136	294,628,394
	1 保健福祉管理費	28,323,415	644,491	28,967,906
	2 医療政策費	2,812,538	2,319,701	5,132,239
	3 健康推進費	6,648,623	4,497,938	11,146,561
	4 食品衛生費	1,082,163	118,950	1,201,113
	5 医務薬務費	82,847	10,581	93,428
	6 国民健康保険費	72,609,447	19,483,139	92,092,586
	7 福祉援護費	18,099,529	14,352,908	32,452,437
	8 高齢者保健福祉費	1,925,955	1,732,763	3,658,718
	9 介護保険費	46,142,099	1,487,204	47,629,303

款	項	補正前の額	補正額	計
	10 障害者保健福祉費	27,129,733	11,639,200	38,768,933
	11 子ども未来推進費	25,572,878	7,897,261	33,470,139
7 経 済 費		188,633,373	24,230,823	212,864,196
	1 経 済 管 理 費	6,263,532	28,328	6,291,860
	2 観光のくにづくり 推 進 費	185,077	366,894	551,971
	3 商 工 金 融 費	158,040,658	20,693,442	178,734,100
	4 産 業 振 興 費	2,910,776	275,246	3,186,022
	5 商 業 経 済 交 流 費	180,295	85,252	265,547
	6 産 業 立 地 費	16,082,159	2,039,761	18,121,920
	7 資 源 エ ネ ル ギ ー 費	2,762,568	44,504	2,807,072
	8 雇 用 労 政 費	142,709	439,617	582,326
	9 人 材 育 成 費	1,492,383	197,418	1,689,801
	10 工 鉱 業 試 験 調 査 費	127,592	60,361	187,953
8 農 政 費		156,674,236	30,189,717	186,863,953

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 農政管理費	14,555,464	33,640	14,589,104
	2 食品政策費	1,541,583	140,819	1,682,402
	3 農産振興費	214,913	122,711	337,624
	4 畜産振興費	2,374,335	397,616	2,771,951
	5 技術普及費	303,285	207,823	511,108
	6 農業経営費	2,894,372	432,707	3,327,079
	7 農業支援費	11,886,707	82,842	11,969,549
	8 農地調整費	1,310,225	35,744	1,345,969
	9 農村設計費	25,605,805	1,684,155	27,289,960
	10 農業農村整備事業費	66,975,577	679,642	67,655,219
	11 農業施設管理費	27,864,714	25,780,902	53,645,616
	12 農村計画費	331,923	11,031	342,954
	13 農業試験費	815,333	580,085	1,395,418
9	水産林務費	73,601,381	10,438,784	84,040,165

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 水産林務管理費	11,595,536	75,801	11,671,337
	2 水産経営費	4,937,608	209,689	5,147,297
	3 水産振興費	85,653	205,584	291,237
	4 漁港漁村費	25,794,815	5,253,395	31,048,210
	5 漁業管理費	1,674,721	421,145	2,095,866
	6 林業木材費	5,947,092	252,339	6,199,431
	7 森林計画費	2,898,040	249,062	3,147,102
	8 森林整備費	5,326,396	1,588,659	6,915,055
	9 治山費	12,207,953	1,004,632	13,212,585
	10 森林活用費	763,841	113,840	877,681
	11 道有林費	1,533,445	694,480	2,227,925
	12 水産林業試験研究費	836,281	370,158	1,206,439
10 建設費		289,067,338	65,792,671	354,860,009
	1 建設管理費	67,076,100	987,830	68,063,930

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋りょう費	114,304,516	46,404,780	160,709,296
	3 河川費	54,245,834	13,715,837	67,961,671
	4 空港港湾費	5,919,375	515,274	6,434,649
	5 砂防海岸費	19,713,666	2,367,803	22,081,469
	6 建築指導費	1,422,628	80,991	1,503,619
	8 都市環境費	24,127,163	595,223	24,722,386
	9 公園下水道費	2,097,514	1,104,074	3,201,588
	10 まちづくり推進費	99,162	2,065	101,227
	11 営繕費	26,950	18,794	45,744
11 警察費		127,349,467	5,869,997	133,219,464
	1 警察管理費	122,238,726	3,522,459	125,761,185
	2 警察活動費	2,698,741	619,538	3,318,279
	3 交通安全施設費	2,412,000	1,728,000	4,140,000
12 教育費		467,710,693	6,802,722	474,513,415

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	17,763,001	975,830	18,738,831
	2 小学校費	184,987,079	181,235	185,168,314
	3 中学校費	111,690,289	131,367	111,821,656
	4 高等学校費	108,247,220	3,580,108	111,827,328
	5 特別支援学校費	40,546,687	1,207,219	41,753,906
	6 学校教育費	971,281	167,208	1,138,489
	7 社会教育費	2,043,658	326,301	2,369,959
	8 保健体育費	1,461,478	233,454	1,694,932
15 諸支出金		88,125,924	69,065	88,194,989
	1 繰出金	5,454,101	69,065	5,523,166
歳出	合計	2,665,416,841	248,834,542	2,914,251,383

第 2 表

債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成19年度北海道中小企業総合支援センター設備貸与事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成19年度から平成31年度まで	277,500	平成19年度から平成31年度まで	555,000
平成19年度新生ほっかいどう資金に係る保証融資の損失補償に関する債務負担行為	平成19年度から平成34年度まで	210,000	平成19年度から平成34年度まで	420,000
平成19年度野菜価格安定資金造成事業に係る道費補助に関する債務負担行為	—	—	平成19年度から平成20年度まで	468,222
平成19年度畜産振興総合対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為	—	—	平成19年度から平成23年度まで	15,297
平成19年度家畜排せつ物利活用施設整備特別支援対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為	—	—	平成19年度から平成31年度まで	775,178
平成19年度農地保有合理化促進事業に対する損失補償に関する債務負担行為	—	—	平成19年度から平成30年度まで	13,333,620
平成19年度法人経営出資育成事業に対する損失補償に関する債務負担行為	—	—	平成19年度から平成35年度まで	155,586
平成19年度農業経営基盤強化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成19年度から平成43年度まで	113,948	平成19年度から平成44年度まで	1,065,502
平成19年度農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	—	—	平成19年度から平成34年度まで	306,241
平成19年度大家畜経営改善支援資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	—	—	平成19年度から平成44年度まで	52,172
平成19年度軽種馬経営強化改善資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	—	—	平成19年度から平成39年度まで	20,905
平成19年度持続的農業・農村づくり促進特別対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為	—	—	平成19年度から平成28年度まで	1,789,328
平成19年度土地改良負担金償還平準化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	—	—	平成19年度から平成30年度まで	94,936

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成19年度土地改良負担金償還特別対策資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	—	—	平成19年度から平成30年度まで	3,118
平成19年度漁業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成19年度から平成40年度まで	344,094	平成19年度から平成40年度まで	688,188
平成19年度漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	—	—	平成19年度から平成35年度まで	71,250
平成19年度空港施設設備整備事業に係る化学消防車の購入に関する債務負担行為	—	—	平成19年度から平成20年度まで	225,750
平成19年度交番、駐在所庁舎の賃借に関する債務負担行為	—	—	平成19年度から平成43年度まで	545,707

第 3 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
北海道新幹線 鉄道整備 事業費	1,020,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,152,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
大 気 環 境 対 策 費	—	—	—	—	32,000	同 上	10% 以内	同 上
石狩東部広域 水道対策費	—	—	—	—	16,000	同 上	10% 以内	同 上
石狩西部広域 水道対策費	—	—	—	—	284,000	同 上	10% 以内	同 上
社 会 福 祉 施 設 整 備 費	668,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,205,000	同 上	10% 以内	同 上
すべての人に やさしいまち づくり推進 事業費	—	—	—	—	56,000	同 上	10% 以内	同 上
土 地 改 良 事 業 費	8,517,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	12,706,000	同 上	10% 以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
		地方公共団体との共同発行を含む。)						
農道整備特別対策事業費	799,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	821,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄土地改良事業費	4,804,000	同 上	10%以内	同 上	25,760,000	同 上	10%以内	同 上
農業試験場施設整備費	2,000	同 上	10%以内	同 上	118,000	同 上	10%以内	同 上
臨時漁港海岸保全施設整備特別対策事業費	134,000	同 上	10%以内	同 上	268,000	同 上	10%以内	同 上
林道整備特別対策事業費	66,000	同 上	10%以内	同 上	100,000	同 上	10%以内	同 上
臨時治山施設整備特別対策事業費	746,000	同 上	10%以内	同 上	1,543,000	同 上	10%以内	同 上
森林整備費	772,000	同 上	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,216,900	同 上	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄特定漁港漁場整備事業費	—	—	—	—	4,346,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
直轄治山事業費	—	—	—	—	68,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄道路事業費	17,023,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	54,042,000	同 上	10%以内	同 上
臨時道路整備特別対策事業費	23,223,000	同 上	10%以内	同 上	32,128,000	同 上	10%以内	同 上
みどりの道・川づくり特別対策事業費	40,000	同 上	10%以内	同 上	90,000	同 上	10%以内	同 上
直轄河川事業費	7,996,000	同 上	10%以内	同 上	19,405,000	同 上	10%以内	同 上
臨時河川整備特別対策事業費	2,452,000	同 上	10%以内	同 上	5,169,000	同 上	10%以内	同 上
直轄空港整備費	278,000	同 上	10%以内	同 上	347,000	同 上	10%以内	同 上
直轄砂防事業費	938,000	同 上	10%以内	同 上	1,443,000	同 上	10%以内	同 上
臨時砂防施設整備特別対策事業費	712,000	同 上	10%以内	同 上	1,465,000	同 上	10%以内	同 上
臨時海岸保全施設整備特別対策事業費	659,000	同 上	10%以内	同 上	1,353,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨時街路整備 特別対策 事業費	3,138,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	3,713,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
都市公園費	380,000	同 上	10%以内	同 上	648,000	同 上	10%以内	同 上
直轄海岸 事業費	—	—	—	—	169,000	同 上	10%以内	同 上
土地区画整理 事業推進費	—	—	—	—	18,000	同 上	10%以内	同 上
交通安全施設 整備費	281,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	942,000	同 上	10%以内	同 上
合 計	547,779,900				644,755,800			

議 案 第 2 号

平成19年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ453,443千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,670,116千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		8,842	3,443	12,285
	1 一般会計繰入金	8,842	3,443	12,285
2 繰越金		19,486	390,560	410,046
	1 繰越金	19,486	390,560	410,046
3 諸収入		3,169,987	59,440	3,229,427
	1 貸付金収入	2,896,076	59,440	2,955,516
歳入合計		3,216,673	453,443	3,670,116

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業近代化資金貸付事業費		487,444	453,443	940,887
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	487,444	453,443	940,887
歳 出 合 計		3,216,673	453,443	3,670,116

議案第3号

平成19年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145,781千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,865,352千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		54,195	52,017	106,212
	1 一般会計繰入金	54,195	52,017	106,212
4 道債		68,528	93,764	162,292
	1 道債	68,528	93,764	162,292
歳入合計		1,719,571	145,781	1,865,352

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業改良資金 貸付事業費		319,293	3,124	322,417
	1 農業改良資金 貸付事業費	319,293	3,124	322,417
2 就農支援資金 貸付事業費		388,352	142,657	531,009
	1 就農支援資金 貸付事業費	388,352	142,657	531,009
歳 出	合 計	1,719,571	145,781	1,865,352

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
就農支援資金 貸付事業費	68,528	国庫からの 借入れによ る。	0	据置期間を含め21年 以内において、貸付 対象者からの償還金 を青年の就農促進の ための資金の貸付け 等に関する特別措置 法の定めるところに より毎年2回国に対 し償還する。	162,292	国庫からの 借入れによ る。	0	据置期間を含め21年 以内において、貸付 対象者からの償還金 を青年の就農促進の ための資金の貸付け 等に関する特別措置 法の定めるところに より毎年2回国に対 し償還する。

議案第4号

平成19年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178,477千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ356,472千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		2,975	3,477	6,452
	1 一般会計繰入金	2,975	3,477	6,452
3 諸収入		71,879	175,000	246,879
	1 貸付金収入	71,869	175,000	246,869
歳入	合計	177,995	178,477	356,472

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 沿岸漁業改善 資金貸付事業費		177,995	178,477	356,472
	1 沿岸漁業改善 資金貸付事業費	177,995	178,477	356,472
歳 出 合 計		177,995	178,477	356,472

議 案 第 5 号

平成19年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ231,212千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ460,632千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		4,380	4,779	9,159
	1 一般会計繰入金	4,380	4,779	9,159
3 諸収入		105,010	226,433	331,443
	1 貸付金収入	105,000	226,433	331,433
歳入	合計	229,420	231,212	460,632

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	林業・木材産業改善 資金貸付事業費	229,420	229,779	459,199
	1 林業・木材産業改善 資金貸付事業費	229,420	229,779	459,199
2	林業就業促進資金 貸付事業費	0	1,433	1,433
	1 林業就業促進資金 貸付事業費	0	1,433	1,433
歳 出 合 計		229,420	231,212	460,632

平成19年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,697千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,583,645千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		506,658	5,348	512,006
	1 負担金	506,658	5,348	512,006
3 繰入金		1,688,533	5,349	1,693,882
	1 一般会計繰入金	1,688,533	5,349	1,693,882
歳入合計		4,572,948	10,697	4,583,645

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		2,290,960	10,697	2,301,657
	1 流域下水道事業費	2,290,960	10,697	2,301,657
歳 出 合 計		4,572,948	10,697	4,583,645

平成19年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143,495千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,952,134千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸収入		3,113,785	143,495	3,257,280
	1 一般会計借入金	2,951,516	143,495	3,095,011
歳入合計		20,808,639	143,495	20,952,134

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 道営住宅事業費		10,381,009	143,495	10,524,504
	1 道営住宅事業費	10,381,009	143,495	10,524,504
歳 出 合 計		20,808,639	143,495	20,952,134

議案第8号

平成19年度北海道病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成19年度北海道病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収入			
第1款 資本的収入	2,267,631千円	220,000千円	2,487,631千円
第1項 企業債	1,383,000千円	220,000千円	1,603,000千円
支出			
第1款 資本的支出	2,910,296千円	220,000千円	3,130,296千円
第1項 建設改良費	1,630,987千円	220,000千円	1,850,987千円

（企業債）

第3条 予算第5条の表中限度額を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
病院建設事業	千円 1,383,000	総務省、財務省その他の借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 1,603,000	総務省、財務省その他の借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 称	数 量
取得する資産	器械備品	放射線治療システム一式	1台

平成19年度北海道工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成19年度北海道工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成19年度北海道工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量のうち(4)主要な建設改良事業の苫小牧地区工業用水道改修事業の次に、次のとおり追加する。

苫小牧地区第二工業用水道配水管移設事業 102,376千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,341,922千円	133,486千円	2,475,408千円
第1項 営業費用	1,515,196千円	37,838千円	1,553,034千円
第3項 特別損失	0千円	95,648千円	95,648千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額575,966千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額576,036千円」に、「当年度分損益勘定留保資金448,845千円」を「当年度分損益勘定留保資金448,915千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	5,828,620千円	1,823,098千円	7,651,718千円
第1項 企業債	606,000千円	1,726,000千円	2,332,000千円
第3項 負担金	11,994千円	97,098千円	109,092千円
支 出			
第1款 資本的支出	6,404,586千円	1,823,168千円	8,227,754千円
第1項 建設改良費	939,609千円	97,098千円	1,036,707千円
第3項 返還金	0千円	1,726,070千円	1,726,070千円

(企業債)

第5条 予算第5条の表に次のとおり追加する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
未稼働資産 等 整 理 債	—	—	—	—	千円 1,726,000	総務省、財務省その他の借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。